

法律第九十四号（平一八・六・二三）

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第十九条の七の見出しを「（都道府県立精神科病院）」に改める。

（覚せい剤取締法等の一部改正）

第二条 次に掲げる法律の規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

- 一 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項第二号
- 二 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二条
- 三 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）別表十七の項
- 四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条第四項

（警察官職務執行法の一部改正）

第三条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「且つ」を「かつ」に、「とりあえず」を「取りあえず」に改め、「、精神病者収容施設」を削り、同項第一号中「でい酔」を「泥酔」に、「虞」を「おそれ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（内閣総理・厚生労働大臣署名）